平成２２年（フ）第１３９２７号
神奈川県川崎市幸区河原町１　河原町団地１―209
破産者　柴田　芳子（旧姓吉谷）
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１５２号
東京都多摩市貝取１丁目50―15―302、住民票上の住所神奈川県座間市相模が丘１丁目23―６
破産者　関口　　健
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６００号
東京都江東区扇橋２丁目７―９―202、開始決定時の住所東京都墨田区緑２丁目14―５―1203
破産者　半田　善昭
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４５４号
東京都大田区仲六郷４丁目８―14
破産者　岩間　由香
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３８９号
東京都港区浜松町１丁目30―５―1405
破産者　大塚　幹夫
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８４７号
東京都西多摩郡檜原村2312
破産者　小林キクヨ
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９５６号
埼玉県川口市大字芝6967―３―404
破産者　木村　　透
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０６２号
埼玉県川口市本町４丁目２番２号
破産者　補償コンサルタント株式会社
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４６３号
東京都墨田区京島２丁目４―13
破産者　塩澤　　佑
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４９８号
東京都文京区小石川４丁目13―９　中村荘
破産者　山口　誠治
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７３７号
東京都荒川区西尾久８丁目44―30―119
破産者　水口　徳美
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７５０号
埼玉県北本市北本３丁目37
破産者　神原　　康
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７８２号
東京都中野区中央４丁目12―８―101
破産者　松村　弥生
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８５８号
神奈川県茅ヶ崎市南湖１丁目２―20―16
破産者　木下　憂子（旧姓大場）
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０１５号
東京都荒川区東日暮里２丁目35―14
破産者　佐藤　　治
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０９９号
東京都足立区谷在家１丁目21番３号
破産者　有限会社サン・トータル・サービス
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１０３号
東京都荒川区東尾久６丁目29―３
破産者　渡邊　勝彦
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１２１号
東京都江戸川区船堀７丁目８―15
破産者　多治見鉄郎
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１６５号
東京都葛飾区西水元５―９―７―501　萩谷方、開始決定上の住所東京都葛飾区西水元４丁目17―22　渡邉方
破産者　豊田　昭浩
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６０８号
東京都豊島区長崎４丁目40―10―203
破産者　櫻井　　彰
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６４４号
東京都墨田区亀沢２丁目８―６
破産者　柳川正明こと　柳　　正明
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６４９号
東京都江戸川区西一之江１丁目７番３―206号
破産者　株式会社インテリアワカヤマ
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部